

コーポレートガバナンスに関する基本方針

序文

当社は「最先端の優れた医療機器の開発と販売を通じて、医療に貢献する」を経営理念としており、株主をはじめとしたステークホルダーのために、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現すべく、コーポレートガバナンスの強化を目的とし基本方針を策定する。

第1章 総則

(コーポレートガバナンスの基本的な考え方)

第1条 当社は、常に最良のコーポレートガバナンスを追求し、その充実に継続的に取り組む。

2 当社は、当社の持続的な成長及び中長期的な企業価値の向上を図る観点から、意思決定の透明性・公正性を確保するとともに、保有する経営資源を十分有効に活用し、迅速・果敢な意思決定により経営の活力を増大させることがコーポレートガバナンスの要諦であると考え、次の基本的な考え方に沿って、コーポレートガバナンスの充実に取り組む。

- (i) 株主の権利を尊重し、平等性を確保する。
- (ii) 株主を含むステークホルダーの利益を考慮し、それらステークホルダーと適切に協働する。
- (iii) 会社情報を適切に開示し、透明性を確保する。
- (iv) 独立社外取締役が中心的な役割を担う仕組みを構築し、取締役会による独立した客観的な立場から業務執行の実効性の高い監督を行う。
- (v) 株主との間で合理的な範囲で建設的な対話を行う。

第2章 株主の権利・平等性の確保

(株主総会)

第2条 当社は、株主が株主総会議案の十分な検討期間を確保し、適切に議決権を行使することができるよう、定時株主総会の招集通知を株主総会日の3週間前までに発送するとともに、発送日前までに当社ホームページ等に当該招集通知を開示する。

2 当社は、株主総会に出席しない株主を含む全ての株主が適切に議決権を行使することができる環境の整備に努める。

(株主の平等性の確保)

第3条 当社は、どの株主もその持分に応じて平等に扱い、株主間で情報格差が生じないよう適時適切に情報開示を行う。

(資本政策)

第4条 当社は、株主価値の持続的な成長を実現する為に、成長に必要な投資とリスクを許容できる株主資本の水準を保持することを資本政策の基本的な方針とする。

株主資本当期純利益率（ROE）を重要な経営指標の一つと捉え、株主資本の有効活用を目指す。なお、株主還元（配当）については、安定配当を基本方針とし、業績や成長分野への投資とのバランスなどを総合的に勘案し、柔軟に株主還元を行っていく。

(株式の政策保有及び政策保有株式に係る議決権行使に関する基本方針)

第5条 当社は、取締役会において、上場株式の政策保有に関する基本方針及び政策保有株式に係る議決権行使に関する基本方針を別途定める。これらの基本方針は、当社の中長期的な企業価値の向上に資するものでなければならない。

第3章 ステークホルダーとの適切な協働

(倫理基準及び利益相反)

第6条 当社は、取締役及び従業員等が常に倫理的に行動することを確保するため、取締役会において、役職員行動規範を別途定める。

- 2 取締役は、自らに関して利益相反に係る問題(潜在的なものを含む。)が生じた場合には、速やかに取締役会に報告し、取締役会の承認を得なければならない。

(ステークホルダーとの関係)

第7条 取締役会は、当社の中長期的な企業価値の向上のために、当社の株主のみならず、当社の従業員、顧客、取引先、債権者、地域社会その他の様々なステークホルダーの利益を考慮する。

- 2 当社は、従業員等が、当社における違法又は非倫理的な慣行についての懸念を取締役に伝えることができ、これによって当社から不利益な取扱いを受けることがない旨を、役職員行動規範に明記する。

第4章 適切な情報開示と透明性の確保

(リスク管理、内部統制システム等に関する当社の方針の開示)

第8条 取締役会は、会社法その他の適用ある法令に基づき、当社及び当社を含む企業集団のリスク管理、内部統制システム、法令遵守等に関する当社の方針を決定し、適時適切に開示する。

- 2 取締役会は、会社法及び金融商品取引法その他の適用ある法令並びに適用ある金融商品取引所規則に従って、財務及び業務に関する事項を分かりやすい内容で開示する。

第5章 取締役会等の責務

第1節 監督機関としての取締役会等の責任

(取締役会の役割)

第9条 取締役会は、株主からの委託を受け、全ての株主のために、効率的かつ実効的なコーポレートガバナンスを実現し、それを通じて、当社が持続的に成長し、中長期的な企業価値の向上を図ることについて責務を負う。

- 2 取締役会は、前項の責務を果たすため、企業戦略等の大きな方向性を示し、経営陣幹部による適切なリスクテイクを支える環境整備を行い、独立した客観的な立場から、取締役に対する実効性の高い監督を行う。

(独立社外取締役の役割)

第10条 当社の独立社外取締役は、当社の持続的な成長を促し中長期的な企業価値の向上を図るとの観点から、経営方針や経営改善について自らの知見に基づき助言を行い、取締役の選解任その他の取締役会の重要な意思決定を通じた経営の監督や、当社と取締役・支配株主等との間の利益相反を監督すると共に、取締役会に対して独立、且つ、客観的な立場で少数株主をはじめとするステークホルダーの意見を反映させることを、その主たる役割とする。

(取締役会議長)

第11条 当社の取締役会議長は、代表取締役社長が務める。

- 2 取締役会議長は、取締役会の議論の質を高め、取締役会が効果的かつ効率的に運営できるよう努める。この責務を果たすために、取締役会議長は、全ての議案について十分な時間が確保され、また、各取締役が適時に適切な情報を得られるように配慮する。

(監査役会の役割)

第12条 監査役会は、株主から委託を受けた独立の機関として取締役の職務の執行を監査、外部会計監査人の選解任や監査報酬に係る権限の行使等の役割・責務を果たすことにより、社会的信頼に応える良質なコーポレートガバナンスを確立する責務を負う。

- 2 監査役会は、前項の責務を果たすため、取締役等に対し能動的・積極的な意見の表明に努める。

第2節 取締役会等の実効性

(取締役会の構成)

第13条 当社の取締役会の人数は10名以内とし、そのうち2名以上は、独立社外取締役とする。

- 2 取締役会は、取締役会の全体としての知識、経験、見識、能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方を踏まえ、取締役会全体で株主からの受託者責任を果たす構成とする。

(取締役の資格及び指名手続)

第14条 当社の取締役は、優れた人格、見識、能力及び豊富な経験とともに、高い倫理観を有している者でなければならない。

- 2 当社は、別途定める「取締役候補者の指名を行なう際の方針と手続き」に従い、取締役候補者を決定する。
- 3 前項「取締役候補者の指名を行なう際の方針と手続き」を適時適切に開示する。

(監査役の資格及び指名手続)

第15条 当社の監査役は、優れた人格、見識、能力及び豊富な経験とともに、高い倫理観を有している者でなければならない。当社の監査役のうち最低1名は、財務・会計に関する適切な知見を有している者でなければならない。

- 2 当社は、別途定める「監査役候補者の指名を行なう際の方針と手続き」に従い、監査役候補者を決定する。
- 3 前項「監査役候補者の指名を行なう際の方針と手続き」を適時適切に開示する。

(独立社外役員の兼任制限)

第16条 当社の独立社外取締役及び独立社外監査役は、当社の他に3社を超えて上場会社の取締役又は監査役を兼任しないことが望ましい。

(指名・報酬諮問委員会の設置)

第17条 当社は、取締役会の諮問委員会として、指名・報酬諮問委員会を置く。

- 2 指名・報酬諮問委員会の委員の過半数は独立社外取締役とする。

(指名・報酬諮問委員会)

第18条 指名・報酬諮問委員会は、取締役候補者の選任及び解任について、取締役会に答申する。

- 2 指名・報酬諮問委員会は、監査役候補者の選任及び解任について、代表取締役社長に答申する。
- 3 指名・報酬諮問委員会は、適切に会社の業績等の評価を行い、その評価をそれぞれの取締役の報酬に反映すべく、取締役会に答申する。
- 4 指名・報酬諮問委員会は、取締役の報酬等に関する方針及び個人別の報酬等の内容について検討し、取締役会に答申する。

(業績評価の指標)

第19条 取締役会は、指名・報酬諮問委員会とも適宜協議の上、取締役会、指名・報酬諮問委員会が代表取締役社長及び各取締役の業績評価をする際に用いるべき株主資本当期純利益率（ROE）その他の経営指標及びその目標値を随時設定する。

(後継者の計画)

第20条 取締役会は、代表取締役社長等の後継者育成が、当社が持続的に成長するための重要な課題のひとつであると認識し、指名・報酬諮問委員会の諮問を経た上で、代表取締役社長等の後継者の計画を定期的に見直す。

(取締役の責務)

第 21 条 取締役は、株主に対する受託者責任を踏まえ、当社の持続的な成長と、中長期的な企業価値の向上を図る為に、その職務を執行するに十分な情報を収集するとともに、積極的に意見を表明して議論を尽くすなど、取締役会に対して十分な時間を割かねばならない。

- 2 当社の取締役は、就任するに当たり、関連する法令、当社の定款、取締役会規程その他の当社の内部規程を理解し、その職責を十分に理解しなければならない。

(監査役の責務)

第 22 条 監査役は、株主に対する受託者責任を踏まえ、社外監査役の有する高い専門性と社内監査役の有する情報を併せることで、適法性監査にとどまらず、独立した客観的な立場で、能動的・積極的に権限を行使し、常に公正不偏の態度を保持し、自らの信念に基づき行動しなければならない。

- 2 当社の監査役は、就任するに当たり、関連する法令、当社の定款、監査役監査基準、監査役会規則その他の当社の内部規程を理解し、その職責を十分に理解しなければならない。

(取締役及び監査役に対するトレーニング)

第 23 条 当社は、取締役・監査役全員を対象として年 1 回研修を行い、取締役・監査役に求められる役割と責務を十分に理解するための知識の習得や更新の機会を提供する。

- 2 新任取締役、新任監査役に対し、取締役・監査役の役割責務、受託者責任、法律知識に関するセミナーの受講や、当社グループの事業、財務、組織、業界、規制環境等についての知識を得る為のトレーニングへの参加機会を提供する。また、取締役・監査役に対し、継続研修として、適宜、業界に関する規制環境等の知識を更新する機会を提供する。なお、必要に応じ、外部セミナーへの参加等も行い、その費用については、役員のご請求により当社が負担する。

(取締役会の議題の設定等)

第 24 条 当社の取締役会議長は、各取締役からの提案及び意見を踏まえ、取締役会において、翌事業年度の取締役会において議題とすべき、当社の経営計画、リスク及び内部統制に関する主要な事項を定める。

- 2 当社の取締役会の議題及び議案に関する資料は、各回の取締役会において充実した議論がされるよう、取締役会の会日に十分に先立って、社外取締役を含む各取締役に配付されなければならない。

(独立社外取締役及び監査役による社内情報へのアクセス)

第 25 条 当社の独立社外取締役及び監査役は、必要があるとき又は適切と考えるときにはいつでも、社内取締役及び従業員に対して説明若しくは報告を求め、又は社内資料の提出を求めることができる。

- 2 当社は、独立社外取締役がその職務を適切に遂行することができるよう、適切な人員及び予算を付与された独立社外取締役事務局を設置することができる。
- 3 当社は、監査役会及び各監査役がその職務を適切に遂行することができるよう、適切な人員及び予算を付与された監査役会事務局を設置することができる。

(取締役会の実効性の評価)

第 26 条 取締役は、取締役会の実効性について毎年自己評価を行い、その結果を取締役に提出する。取締役会は、各取締役の取締役会の実効性についての自己評価に基づき、毎年、取締役会全体の実効性について分析・評価を行い、その結果の概要を適時適切に開示する。

第 3 節 報酬制度

(取締役の報酬等)

第 27 条 取締役会は、経営陣の報酬等につき、透明性・客観性を高めるため、指名・報酬諮問委員会にて内容を検討した上、株主総会で承認を受けた報酬総額の範囲内で、取締役会の決議により決定する。

2 取締役の報酬等は、その役割と責務に相応しい水準となるよう、企業業績と中長期の企業価値の持続的な向上に対する動機付けに配慮した体系とする。なお、取締役会は、同方針に基づき、短期および中長期の業績と連動する報酬の割合を適切に設定する。

3 独立社外取締役の報酬等は、各独立社外取締役が当社の業務に関与する職責が反映されたものとし、かつ、株式関連報酬その他の業績連動型の要素を含まない。

(監査役の報酬等)

第 28 条 監査役会は、監査役の報酬等につき、監査業務の分担の状況を考慮し、株主総会で承認を受けた報酬総額の範囲内で、監査役の協議をもって各監査役が受ける報酬等の額を決定する。

第 6 章 株主との対話

(株主との対話)

第 29 条 当社は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう「株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針」を別途定め、開示する。

以上

2015 年 12 月 1 日

株式会社日本エム・ディ・エム取締役会